

## 陳 情 書

### 【1】陳情要旨

「狛江市ごみ半減推進審議会・市民委員選考会」において、「選考委員長及び選考委員」が「得点操作」をするなど「違法な合否判定」を行う事を防ぐ条文を「ごみ半減推進審議会・選考要領」に追加する事を陳情する。

あわせて、この条文に違反した選考委員に対する「処罰規定」を追加する事を陳情する。

### 【2】陳情内容

私は、現役時代から「地球環境の維持保全」に関する問題意識が強く、企業を退職後は、狛江市主管の「ごみ半減ワーキングG」や「くらしフェスタこまえ」を経て、「ごみ半減推進審議会」の審議委員を、第8期及び第9期と2期4年にわたり拝命、この間、平穩、安穩、つつがなく、その職責を全うした。

ところが、ごみ審・選考会（第10期）」（H27.12.25実施）では、前期（第9期）及び前々期（第8期）と全く同じ課題⇒【「ごみの減量方法とごみ処理に係わる経費」について述べよ】にもかかわらず、市民応募者（第10期）8人の内、私一人だけが、ごみ審議委員を「不合格」となった。

ところで「ごみ審選考要領」では、ごみ審選考委員の合否判定は、第4条（選考の方法）から、市民応募者が提出した「小論文」を評価し、次に第5条（評価の方法）から ①ごみの減量や ②リサイクルについての見識 ③審議会への参加意欲で、評価するとなっている。

その中で、私が初めて応募した「ごみ審選考会（第8期）」の評価点は、7点／2選考委員＋1選考委員（合計）【20点】で＜合格＞となったが、一方、ごみ審・選考会（第10期）の合計点は3選考委員共、異常に低い評価点（合計：11点）になり、この中でも、特に「X氏」が私に付けた評価点は【3点】と、異常に低く、「第8期」の3選考委員の評価点（平均）の半分にも満たない低い点数であった。

なお、「第9期」の評価点（3選考委員）は、情報公開請求をするも、開示がなされなかったが、この「第9期」の課題も「第10期」の課題と同じ⇒【「ごみの減量方法とごみ処理に係わる経費」について述べよ】で、かつ、この期（第9期）は、「第8期」と同一の「選考委員長及び選考委員」で、私は合格している。

ところで、話は変わるが、私は著名な「高校」&「大学」を卒業後、本社が大手町1丁目にある大企業（東証一部上場：日経225社に入る）に就職をし、現役中は、その時期に取得した複数の国家資格「法律」を使って、企業の中核業務「法務管理」及び「経営管理」に携わった。ここで、私の経歴を自慢しても、何ら意味のない事ではあるが（その様な気持など毛頭ない）、「地球環境の悪化」を憂い、「地球温暖化防止」活動に関わる私（自分）としては、私が提出した「小論文」（第10期）が、よしんば、【誰が読んでも】本当に【3点】程度の【劣悪】なものであったのか？今でも、不信感？と大きな疑念を持っている。

なお、私は【私の評価点が3点】やこれまでに、私が「情報開示請求」をして来た「開示請求」の回答で、私には「理解が出来ない」「納得が出来ない」箇所が多々あり、その都度、私の疑問箇所を、「X氏」に質問をしたが、「何回」頼んでも、同人の口からは、「まとも」で「誠実」な回答は出なかった。

「X氏」から私の質問に一切の「反論&回答」がない中、今回の「議会運営委員会」で、私の主張が「憶測」や「推測」である、と言われても、私には「もはや」どうにもならない。

よって、今回の私の「陳情」では手元にある「エビデンス」をたくさん付けた（=事実関係の「証明」に強く触れた）。また、「録音」（オリンパス製）も手元にある。どうぞ、これを聞いて下さい。

「議会運営委員」の皆さんは、どうぞ、私の「陳情」に対して、「憶測」や「推測」を理由に、私の「陳情」を切り捨てないでください。むしろ、私の主張のどこが「憶測」や「推測」か？私は知りたい。その根拠を教えてください。

さて、今年末には、ごみ審議委員（第15期）の市民応募者の募集があると聞いている。私は、今年の暮れには、8年間の長いブランクを超えて、再度ごみ審「審議委員」に応募をしたいと考えている。

私の、8年間に及ぶ狛江市⇄私間の「トラブル」に「X氏」ばかりか、狛江市の「幹部職員」の誰からも「誠実」「実直」な説明はなく、特に、50回を超える私からの「質問」「問い合わせ」に「X氏」からの返答は、「回答の必要はない」の一点張りで、同人は真面目に、私の前に顔すら出さない。

「X氏」は、市民の質問に【全く答えず】、最後は【無罪放免】の日が来るまで、じっと耐え、その時を待っている！「民主主義国家」では、この

様な人物は、誰であっても、決して許されない。

については、これまでの経験から、今回（第15期）の「ごみ審選考会では、私は基より、他の「公募市民応募者」に対しても、【誤った「合否判定」がなされない】様に、「ごみ半減推進審議会・選考要領」に、一条文を追加し、例えば、一例としてごみ半減推進審議会・選考要領：第5条（選考の方法）—2に、『市民委員の選考にあたっては、選考委員長及び委員は、「意図的」「恣意的」に「得点の操作」をする等【違法な選考評価・合否判定をしてはならない】（案）旨の条文を追加する様に陳情する。

あわせて、この条文に違反した選考委員に対しては「処罰規定」を追加する事が好ましい。

また、市民参加の「基本条例」にも同様（上記）の条文を「追加」するように陳情する。

以上